

## 公布された条例のあらまし

### 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、職員が人事委員会規則で定める作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給することとした。（第 31 条の 2 第 1 項関係）
- 2 1 の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 4 万円を超えてはならないこととした。（第 31 条の 2 第 2 項関係）
- 3 著しく異常かつ激甚な非常災害で当該非常災害に係る災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため、災害応急作業等に引き続き 5 日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 2,520 円を超えてはならないこととした。（第 31 条の 2 第 3 項関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例ほか 2 条例について、育児休業等をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給を調整することができる日に復職後最初の昇給日の次の昇給日を追加することとした。（第 1 条～第 3 条関係）
- 2 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。

### 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例及び佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

### 佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

- 1 個人及び法人の県民税の均等割の税率の特例を 5 年間延長することとした。（第 2 条及び第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）が改正されたことに伴い、佐賀県議会議員の選挙における選挙運動のために使用するビラの作成費用を公営の対象に追加し、公費負担の限度額を定めることとした。（第 7 条～第 10 条関係）
- 2 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

### 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）

- 1 条例の題名を佐賀県迷惑行為防止条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 特定多数の者が使用する場所等において衣服等で覆われている人の下着又は人の身体を写真機等を使用して撮影すること等を禁止することとした。（第 3 条関係）
- 3 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、反復して行ってはならない行為として、次の行為を規制の対象に追加することとした。

(第10条関係)

- (1) 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
  - (2) 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メール以外のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。(3)において同じ。)の送信を行うこと。
  - (3) (2)のほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 4 特定の者等の性的羞恥心を害する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体を送付し若しくはその知り得る状態に置く等を規制の対象として明記することとした。(第10条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第33号)

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

医療職給料表(一)の給料月額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の別表第4のア関係)

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の第7条の3関係)

イ 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第17条の4関係)

ウ 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第17条の4関係)

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。(条例第3条の規定による改正後の第8条関係)

(2) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。(条例第4条の規定による改正後の第8条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。(条例第5条の規定による改正後の第6条関係)

(2) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。(条例第6条の規定による改正後の第6条関係)

- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)ウ、2(2)及び3(2)は平成30年4月1日から施行し、1(1)及び(2)アは平成29年4月1日から、1(2)イ、2(1)及び3(1)は平成29年12月1日から適用することとした。
- 6 佐賀県職員の育児休業等に関する条例ほか2条例について所要の改正を行うこととした。  
佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)
  - 1 期末手当の改定
    - (1) 12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)
    - (2) 6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成30年4月1日から施行し、1(1)は平成29年12月1日から適用することとした。  
佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第35号)
    - 1 勤勉手当の改定
      - (1) 12月期の支給割合を100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)に引き上げること等とした。(条例第1条の規定による改正後の第21条関係)
      - (2) 6月期の支給割合を100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)に引き下げること等とした。(条例第2条の規定による改正後の第21条関係)
    - 2 その他所要の改正を行うこととした。
    - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成30年4月1日から施行し、1(1)は平成29年12月1日から適用することとした。
    - 4 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例及び佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例について所要の改正を行うこととした。  
佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)
      - 1 期末手当の改定
        - (1) 12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)
        - (2) 6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)
      - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成30年4月1日から施行し、1(1)は平成29年12月1日から適用することとした。